



第三次北海道消防広域化推進計画

平成31年3月

北 海 道

はじめに

昭和 23 年の消防組織法施行により市町村消防を原則とする自治体消防制度が確立され、本道の消防体制は、関係各位の努力により着実に充実強化が図られ、道民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきています。

そうした中で、小規模消防は、一般に、「出動要員に十分な余裕がない」「財政規模が小さいため高度な資機材の計画的な整備が困難」といった課題があると指摘されており、今後、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、更に小規模化が進むことが見込まれています。

人口減少が現実のものとなり、市町村が災害の多様化・大規模化などに対応し、その消防責任を十分に果たしていくため、平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、消防の規模を拡大することで行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図ることを旨とした「自主的な市町村の消防の広域化」を推進することとされました。

これにより道では、より効果的な消防体制の構築を目指し、平成 20 年 3 月に「北海道消防広域化推進計画」を、平成 25 年 12 月に「第二次北海道消防広域化推進計画」を策定し、以来、これらの計画をもとにそれぞれの地域において様々な議論がなされてきました。

消防本部の管轄面積が大きい本道においては、広域化によるスケールメリットを見いだせないなどの理由により広域化の実現に至らない消防本部も多くあるが、この 10 年間で 6 圏域 16 本部が広域化を実現し、初動体制の強化や現場到着時間の短縮などを図っています。

道では、こうした本道の地域特性を勘案するとともに、平成 30 年 3 月の消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及びこれまでの広域化に関する地域議論や市町村の意向を十分に踏まえながら、新たな「第三次北海道消防広域化推進計画」を策定しました。

大規模災害等が発生する懸念が高まっている今日、この計画をもとに、消防の広域化や消防の連携・協力など、それぞれの地域の実情に即した消防体制の充実強化に向けた様々な方策について積極的に検討が進められることを期待しています。

第三次北海道消防広域化推進計画目次

第1	自主的な市町村の消防の広域化等をめぐる動き	
1	消防を取り巻く環境の変化	1
2	小規模消防本部が抱える課題	1
3	自主的な市町村の消防の広域化等の推進	1
第2	本道における消防の現況及び将来の見通し	
1	本道における消防の現況	2
2	本道の小規模消防本部が抱える課題	4
3	本道における管轄人口の将来見通し	6
第3	本道における自主的な消防の広域化等に関する基本的な考え方	
1	本道における消防を取り巻く地域事情	7
2	本道における自主的な消防の広域化の取組	8
3	広域化対象市町村及びその組合せ	8
4	消防広域化重点地域	9
5	消防の連携・協力対象市町村の組合せ	9
6	自主的な市町村の消防の広域化等を推進する期間	10
7	消防の広域化検討にあたっての留意事項	10
8	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	11
9	道における自主的な市町村の消防の広域化等を推進するための取組	12
10	計画の変更	13
	別紙1	14
	別紙2	15
	参考図表	

第1 自主的な市町村の消防の広域化等をめぐる動き

1 消防を取り巻く環境の変化

昭和23年の消防組織法施行により自治体消防制度が確立されて以来、市町村の努力の積み重ねにより、消防体制は充実強化され今日に至っている。

そうした中で、近年、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、日本の総人口は平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後もこの傾向が進行していくと予想されており、このことを通じ各消防本部の管轄人口に応じて小規模化が進むと同時に、生産年齢人口の減少に伴い財政面の制約も更に厳しくなるものと見込まれている。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災での教訓、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震や豪雨・豪雪など類例を見ない大規模災害等の発生、加えて、今後の災害リスクの高まりなどを踏まえると、消防体制の整備及び確立に向けた取組は喫緊の課題となっている。

2 小規模消防本部が抱える課題

消防は、こうした消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たしていく必要がある。

しかしながら、小規模消防本部においては、一般的に、出動要員に余裕がなく、初動対応も必要最小限となる傾向があることや、火災原因調査など専門要員の養成、確保が困難な状況にあるといった組織管理面での課題、また、財政規模が小さく高度な車両や資機材の導入が困難な状況にあるといった財政運営面での課題があり、消防の体制としては必ずしも十分とは言えないと指摘されている。

加えて、人口減少など人口動態等による影響は、消防本部の規模が小さいほど深刻であるとされている。

3 自主的な市町村の消防の広域化等の推進

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の趣旨

平成18年の改正消防組織法や消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の趣旨等を要約すると、消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、小規模消防が抱える課題を解消すべく消防体制の整備及び充実強化を図

り、住民サービスの一層の向上を図ることとされている。

(2) 自主的な市町村の消防の広域化等に係る国の動き

消防庁では、平成 6 年以来、複雑多様化する災害に対し、消防本部のより高い水準の住民サービスの提供や行財政運営の基盤強化と効率化のため、市町村の消防の広域化を推進してきた。

平成 18 年 6 月には、広域化の必要性について改めて明らかにし、広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げることなどを内容とする消防審議会の答申を踏まえ、消防組織法が改正され、新たに「市町村の消防の広域化」の章が設けられた。

同年 7 月、消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、各都道府県において定めた推進計画に基づく取組が進められることとなった。

平成 25 年 4 月、広域化は消防防災体制の強化には有効な手法であること、東日本大震災の教訓を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要であること、今後は地域の実情を尊重することを基本とすること、目標とする消防本部の管轄人口など所要の見直しを行うことなどを内容として消防庁告示が改正された。

平成 30 年 3 月、人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展を鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ること、概ね 10 年後の消防体制の姿を見通すこと、消防事務の一部について柔軟に連携・協力することなどを内容として消防庁告示が改正された。

第 2 本道における消防の現況及び将来の見通し

1 本道における消防の現況

(1) 活動状況

ア 火災発生状況

平成 29 年中に消防機関が対応した道内の出火件数は 1,689 件で、前年に比べ 159 件 (8.6%) 減少しており、10 年前の平成 19 年と比較すると 820 件 (32.7%) 減少しており、10 年間の年平均は 2,051 件となっている。

また、平成 29 年中の火災による死傷者数は 335 人 (死者 72 人、負傷者 263 人) で、10 年前と比較し 54 人 (13.9%) の減少、火災による損害額は 27 億 6,107 万円で、10 年前と比較し 34 億円余 (55.5%) の減少となっている。

【表-1、表-2、表-3 参照】

イ 救急業務の実施状況

平成 29 年中の救急出動件数は、25 万 3,148 件で、10 年前と比較し 35,476 件（16.3%）の増加となっている。特に、救急出動件数の約 6 割を占める「急病」による救急出動は 19.0%増でその傾向が顕著となっている。

【表-4 参照】

ウ 救助業務の実施状況

平成 29 年中の救助活動件数は、2,040 件で、10 年前と比較し 233 件（12.9%）増加しており、特に活動件数の約 3 割を占める「建物等による事故」は 200.0%の増とその傾向が顕著となっている。

【表-5、表-6 参照】

(2) 防火対象物等の状況

ア 特定防火対象物数

ホテルや映画館など不特定多数の者が利用する建物は、他の用途の建物より消防法の規制が厳しいため消防機関との関わりが深く、消防法上、「特定防火対象物」とされているが、その数は平成 29 年 3 月 31 日現在、45,481 件で、10 年前と比較し 2,810 件（6.6%）増加している。

【表-7 参照】

イ 危険物施設数

消防署等の許認可を必要とする危険物施設数（危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の数）は、平成 29 年 3 月 31 日現在、32,637 件で、10 年前と比較し 5,845 件（15.2%）減少している。

【表-8 参照】

(3) 消防体制

ア 消防機関

平成 29 年 4 月 1 日現在、本道には 58 の消防本部があり、うち単独の消防本部が 22（17 市 5 町）、組合消防が 36（18 市 124 町 15 村）となっている。

管轄人口別では、10 万人以上が 9 本部（15.5%）、3 万人以上 10 万人未満が 23 本部（39.7%）、3 万人未満が 26 本部（44.8%）となっている。

また、管轄面積別では、1,000 km²以上が 31 本部（53.4%）、500 km²

以上 1,000 km²未満が 11 本部 (19.0%)、500 km²未満が 16 本部 (27.6%) であり、一本部当たりの管轄面積平均 1,351 km²は、全国平均 437 km² (本道を除く) の約 3 倍となっている。

【表-9、表-10、表-11 参照】

イ 消防職員数及び消防団員数

平成 29 年 4 月 1 日現在の消防職員数は 9,164 人で、前年に比べ 73 人 (0.8%) の増加となっており、10 年前の平成 19 年と比較すると 97 人 (1.1%) の増加となっている。

また、平成 29 年 4 月 1 日現在の消防団員数は 25,310 人で、10 年前と比較し 1,316 人 (4.9%) の減少となっている。

【表-12 参照】

ウ 救急業務の実施体制

平成 29 年 4 月 1 日現在の救急隊員数は 5,670 人で、10 年前と比較し 636 人 (12.6%) の増加となっている。

近年、傷病者の救命率の一層の向上を図るため、救急救命士による高度な応急処置の範囲が拡大されてきていることなどにより、救急救命士資格者数は年々増加してきており、平成 29 年 4 月 1 日現在では、10 年前の約 2 倍、2,565 人となっている。

また、救急自動車台数も年々増加しており、平成 29 年 4 月 1 日現在では 414 台 (うち高規格救急自動車 377 台) で、10 年前と比較し 29 台 (7.5%) (うち高規格自動車 150 台 (66.1%)) の増加となっている。

【表-13、表-14 参照】

2 本道の小規模消防本部が抱える課題

(1) 業務運営面の課題

ア 消防職員数

平成 29 年 4 月 1 日現在、道内の消防職員数は 9,164 人で、消防職員数別の消防本部の状況をみると、消防職員数が 100 人未満の消防本部がほぼ半数となっており、そのうち消防職員数 50 人未満の消防本部は 8 本部となっている。

一消防本部当たりの職員数については、全国平均(本道を除く)229 人に対し、全道平均は、約 3 分の 2 の 157 人とどまっており、一方、人口千人当たりの消防職員数で見ると、全国平均 (本道を除く) 1.26 人に対

し、全道平均は、1.69人（特に組合消防本部のみでは2.65人）で、規模が小さな消防本部ほど人口千人当たりの職員数が多く、また、消防力の整備指針に基づく職員の基準数に対する現有数の比率、いわゆる充足率についても、規模の小さな消防本部ほど低くなっている。

このことは、市町村の財政力のほか、本道の地域特性の一つである一消防署所の管轄面積が広く集落が点在していることにより、消防力を分散せざるを得ない状況となっていることなどが要因としてあげられる。

【表-15、参照-16、表-17 参照】

イ 消防署所の配置状況

平成29年4月1日現在の本道における人口一人当たりの消防署所数は0.71箇所となっている。このうち、管轄人口30万人以上の消防本部では、0.38箇所であるのに対し、3万人未満の消防本部では2.02箇所、非効率な体制となっている。特に組合消防本部は、上記アに掲げる要因に加え、構成市町村の意向等により市町村ごとに署所を配置していることが要因の一つとなっている。

【表-18 参照】

ウ 消防車両の整備状況

平成29年4月1日現在の消防車両の整備状況をみると、消防ポンプ自動車及び救急自動車については整備が進んでいるものの、はしご自動車、化学消防車、救助工作車については、いずれも規模の小さな消防本部では充足率が低く、整備が遅れている。

【表-19 参照】

エ 業務の専任体制

平成29年4月1日現在の予防業務の専任職員の配置率は、管轄人口30万人以上の消防本部の85.0%に対し、3万人未満の消防本部は75.5%となっている。

また、救急業務の専任職員の配置率は、管轄人口30万人以上の消防本部の31.0%に対し、3万人未満の消防本部は1.2%となっており、いずれも規模の小さな消防本部ほど専任職員の配置率が低い状況となってい

る。

【表－20 参照】

(2) 人事管理面の課題

平成 29 年 4 月 1 日現在、道内の消防吏員の平均年齢は 38.0 歳で、10 年前の 41.6 歳から 3.6 歳減少となっている。これは昭和 40 年代に大量に採用された職員が一斉に退職し、若い職員が採用されているためと考えられる。こうした状況にある消防本部では、消火活動能力が一時的に低下することが懸念されており、技術力向上が課題となっている。

また、小規模消防本部においては、職員の絶対数が少ないために、複数の職務を兼務している職員が多く、予防業務などの専門性が高まらないといった人材育成面での困難性や人事ローテーションの硬直化による組織の活性化に対する懸念も指摘されている。

【表－21 参照】

(3) 財政運営面の課題

平成 29 年度の市町村決算において、管轄人口 10 万人以上 30 万人未満の消防本部（6 本部）の一本部当たりの消防費が平均 3,780 百万円に対し、人口 3 万人未満の消防本部（26 本部）の消防費平均は 1,275 百万円であり、このうち消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備費や庁舎建設等投資的経費である普通建設事業費は、前者の平均は 1,057 百万円に対し、人口 3 万人未満本部の平均は 171 百万円となっている。

小規模消防本部の場合、財政規模が小さく、はしご自動車や化学消防車などの高価な資機材の導入が困難となっている。

【表－22 参照】

3 本道における管轄人口の将来見通し

厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2045 年の本道の人口は、2017 年（平成 29 年）と比較して 25.5%減少し約 400 万人となり、うち、65 歳以上の人口割合は 4 割を超えるとされている。

これを各消防本部別管轄人口に置き換えると、人口 3 万人未満の消防本部は

12 本部増加し、現在の 26 本部から 38 本部（全体の約 7 割）になり、本道においても、小規模消防本部はさらに小規模化していくと見込まれる。

【表－23 参照】

第 3 本道における自主的な消防の広域化等に関する基本的な考え方

1 本道における消防を取り巻く地域事情

本道は、沖縄、九州、四国、中国地方の 16 県分の面積に匹敵し、各消防本部それぞれに管内面積の広狭、交通事情などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等、様々な地域事情を有し、広域化のメリットや期待もそれぞれの消防本部により異なっている。

(1) 広域化が実現された地域事情

道では、平成 20 年 3 月、北海道消防広域化推進計画を策定し、平成 21 年 4 月 1 日に富良野地区消防組合消防本部と上川南部消防事務組合消防本部が広域化し、富良野広域連合消防本部が誕生し、平成 24 年 4 月 1 日には砂川地区広域消防組合消防本部と上砂川町消防本部が広域化し、新たな砂川地区広域消防組合消防本部が誕生した。

平成 25 年 12 月、第二次北海道消防広域化推進計画を策定し、平成 26 年 4 月 1 日に滝川地区広域消防事務組合に芦別市消防本部と赤平市消防本部が広域化し、新たな滝川地区広域消防組合消防本部が誕生し、大雪消防組合消防本部に当麻町、比布町及び愛別町が加わり新たな大雪消防組合消防本部が誕生し、旭川市消防本部に鷹栖町と上川町が事務を委託し広域化を実現している。平成 28 年 4 月 1 日に帯広市消防本部と、西十勝消防組合消防本部、北十勝消防事務組合消防本部、東十勝消防事務組合消防本部、南十勝消防事務組合消防本部、池北三町行政事務組合消防本部が広域化し、あらたにとから広域消防局が誕生した。

これらの消防本部においては、広域化によるスケールメリットを活かし、車両の増加による初動体制の強化、統一的な指揮下での効果的な部隊運用、予防業務の専門化、消防救急デジタル無線の整備費の削減、出動体制の見直しによる現場到着時間の短縮等の成果が現れている。

また、広域化の検討に時間を要し平成 29 年度末までの広域化の実現には至っていないものの、広域化によるスケールメリットが期待できるとして、その実現に向けた検討を進めている地域もある。

(2) 広域化が進まない地域事情

一方、消防庁告示で広域化による効果等が示されているが、広大な本

道においては、次のように広域化によってもスケールメリットを見いだせていない地域もある。

ア 「災害発生時における初動体制の強化」について

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、消防の広域化により、初動出動台数の充実や現場到着時間の短縮等「災害発生時における初動体制の強化が図られる」とされているが、本道においては、消防本部の管轄面積が全国平均の3倍と広大で、消防署所間の距離が大きく、現場への到着までに相当の時間を要するため、初動の出動体制増強、現場到着時間短縮が見込めない場合がある。

イ 「本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強」について

本道においては、本部要員が警防要員を兼務し、専任の指令員等を配置していない消防本部が多いため、広域化を行っても本部要員の警防部門への配置や救急業務等の専任化が困難であり、人的スケールメリットが見込めない場合がある。

2 本道における自主的な消防の広域化の取組

人口減少など人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻と指摘されている中で、消防の広域化は、限られた財源や人員を有効に活用し、消防体制の充実強化を図る上での有効な手段の一つであり、広域化によりスケールメリットの実現が期待できる地域においては、積極的に検討を進めるべきである。

ただし、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。

3 広域化対象市町村及びその組合せ

一般に、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるといわれていること、消防体制の整備及び確立により住民サービスの向上を図ることは、全ての市町村が不断に取り組むべき課題であること、消防の広域化は消防体制の整備及び確立を図るための方策の一つであること、以上のことから、全ての市町村において消防の広域化の実現の可能性等について検討すべきとし、全ての市町村を広域化対象市町村とする。

広域化対象市町村の組合せについて、第二次保健医療福祉圏は効率的な救急業務体制を構築する観点から、広域化の組合せを考える上での一つの要素ではあるが、これまでの地域議論を踏まえ、地理的条件等を背景にしながら、消防

需要や災害態様などを考慮し、最も効果的な組合せをそれぞれの地域において協議・決定することとする。

なお、道は、組合せに関する地域からの求めに応じ、関係市町村間の必要な調整・助言等を行うこととする。

4 消防広域化重点地域

(1) 消防広域化重点地域の指定及び公表

自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、国及び道が優先的に支援を行う地域を「消防広域化重点地域」（以下「重点地域」という。）として指定し、公表することとする。

重点地域の指定に当たっては、次に該当し、かつ、関係市町村の同意が得られた地域とする。

ア 市町村が、将来的に消防防災体制の維持が困難と判断する小規模消防本部を含む地域

イ これまでの地域議論等から、広域化の気運が高い地域

ウ 広域化を希望するが、組合せが決まっていない消防本部

※ なお、市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合は、当該意見等を尊重し、重点地域の指定の変更及びその公表を行うこととする。

(2) 消防広域化重点地域

重点地域を別紙1のとおり指定する。

5 消防の連携・協力対象市町村の組合せ

(1) 消防の連携・協力対象市町村の組合せの考え方

消防の広域化の実現になお時間を要する地域においては、消防体制の充実強化に向け、高機能消防指令センターの共同運用や消防車両の共同整備などの消防の連携・協力が必要である。消防の連携・協力の組合せを定めるにあたっては、重点地域の指定と同様に地域の実情を考慮し、関係市町村の同意が得られた地域とし、国及び道が優先的に支援を行うこととする。

※ なお、市町村から意見・要望等があった場合は、当該意見等を尊重し、組合せの変更等を行うこととする。

(2) 連携・協力対象市町村の組合せ

組合せを別紙2のとおりとする。

6 自主的な市町村の消防の広域化等を推進する期間

地域における消防の広域化等を含めた消防体制の整備及び確立に向けた取組は、その合意形成には相当の時間を要するものと考えられるが、概ね10年後の消防体制の姿を見据えながら、本推進計画における広域化等に向けた取組は、平成36年4月1日までを期間とする。

7 消防の広域化検討にあたっての留意事項

(1) 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが望ましい。

(2) 構成市町村等との連携の確保

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村など市町村相互の意思疎通及び情報共有に努める必要がある。

(3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効である。

ア 組合方式による場合

- (ア) 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- (イ) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- (ウ) 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- (エ) 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- (オ) 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- (カ) 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

- (キ) 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- イ 事務委託方式による場合
 - (ア) 委託料に係る基本的なルール
 - (イ) 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - (ウ) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(4) 自賄い方式の取扱い

一部事務組合等における本部経費の一部を除き消防設備等の整備を構成市町村が負担するいわゆる「自賄い方式」は、組合主導の計画的な消防体制の推進が図りにくく、同じ組合内においても、各市町村の財政力の違いにより消防力に大きな格差が生ずるほか、組合全体としての計画的な消防施設等の整備が困難となるなど、一部事務組合方式本来の利点を十分に活かすことができないといった面がある。

しかしながら、組合発足以来今日までの歴史の中で「自賄い方式」に関し、市町村の意向が反映されやすく、消防運営上、特に問題がないといった意見もある。

いずれにしても、消防の広域化の議論を進めていく上で、一部事務組合方式の利点を活かすため、自賄い方式の解消を課題とする地域においては、地域の実情に即して、構成する各市町村の合意形成のもと、その解消に向けた検討をすることが望ましい。

8 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(1) 消防団との連携の確保

消防団は、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされないが、本道においては、消防団に係る事務をほとんどの消防本部が所管しているため、消防の広域化により市町村と消防団との関係が希薄になるのではないかと懸念している地域もある。

このような状況に対処するためには、消防団の事務を市町村ごとに設置されている消防署や支署等に移管するなどして、市町村との連携を確保できるよう検討することが望ましい。

広域化を図る場合にあっては、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保について次のような対応が必要となる。

ア 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

イ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

ウ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所と

の連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

エ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務である。消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るため、次のような方策が考えられる。

ア 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

イ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

ウ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

エ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

オ 総合的な合同防災訓練の実施

カ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

キ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

9 道における自主的な市町村の消防の広域化等を推進するための取組

(1) 道において、広域化等対象市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次に掲げる取組みを行うこととする。

ア 各市町村に対する情報提供、相談対応

イ 市町村間の協議の推奨、仲介、調整等

ウ その他

(2) 重点地域等に対する道の取組

ア 上記(1)に掲げる事項のほか、国の支援等を活用するために必要な調整、助言等

イ その他広域化等の実現に向けた支援

10 計画の変更

道では、消防を取り巻く社会情勢の変化や、各地域における広域化の進捗状況によっては、地域の意向を尊重し、必要に応じてこの計画に検討を加え、重点地域の指定等を含めこの計画の変更を行うこととする。

消防広域化重点地域

組合せの 名称	地域名	消防本部	市町村	現在	
				面積(k㎡)	管轄人口 (人)
空知A	美唄市を含む地域	美唄市消防本部	美唄市	277.69	22,724
空知B	歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	55.95	3,524
渡島	長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町	310.76	5,625
計	3地域				

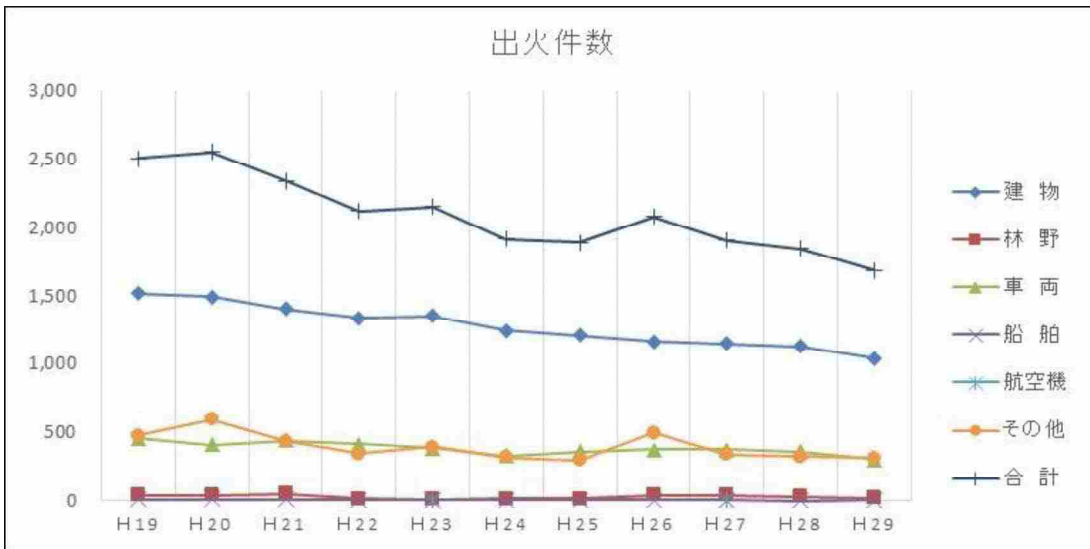
消防の連携・協力対象市町村の組合せ

組合せの 名称	地域名	消防本部	市町村	連携・協力の内容
石狩	石狩地域	札幌市消防局	札幌市	指令センターの共同運用
		江別市消防本部	江別市	
		千歳市消防本部	千歳市	
		恵庭市消防本部	恵庭市	
		北広島市消防本部	北広島市	
		石狩北部地区消防事務組合消防本部	石狩市	
当別町				
新篠津村				
後志	小樽市を含む地域	小樽市消防本部(※)	小樽市 (※)	指令センターの共同運用
計	2地域			

※組合せは検討中。

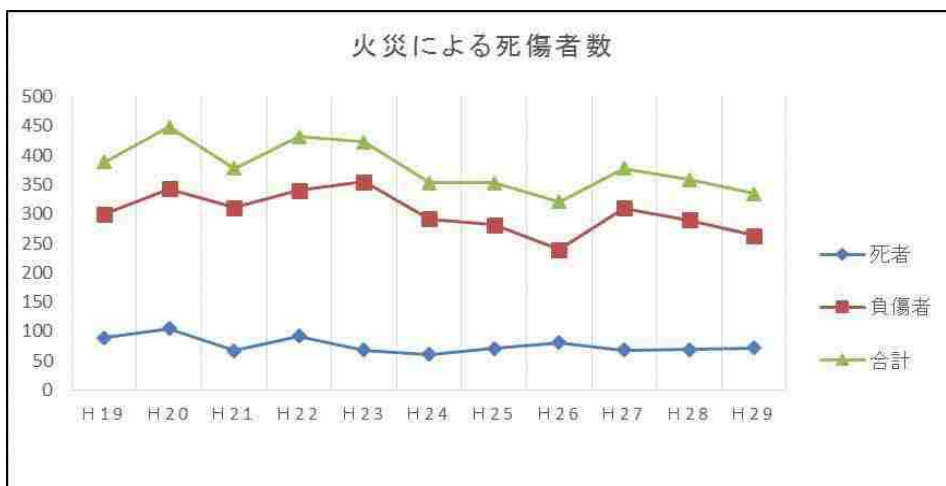
【表-1】出火件数

年	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計
H19	1,519	43	456	11		480	2,509
H20	1,492	42	413	10		596	2,553
H21	1,406	50	440	13		436	2,345
H22	1,338	18	418	8		343	2,125
H23	1,353	10	384	8	1	396	2,152
H24	1,247	16	327	7		319	1,916
H25	1,209	15	358	8		301	1,891
H26	1,165	41	375	6		496	2,083
H27	1,147	40	375	8	1	338	1,909
H28	1,128	33	359	3		325	1,848
H29	1,044	20	306	5		314	1,689



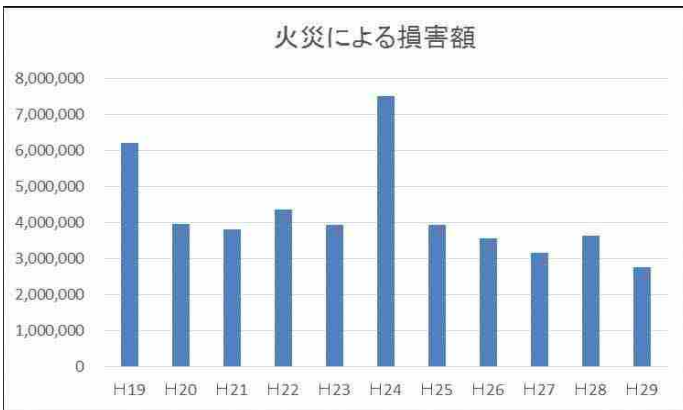
【表-2】火災による死傷者数

年	死者	負傷者	合計
H19	89	300	389
H20	105	343	448
H21	67	311	378
H22	92	340	432
H23	68	355	423
H24	61	292	353
H25	71	282	353
H26	81	240	321
H27	68	310	378
H28	69	290	359
H29	72	263	335



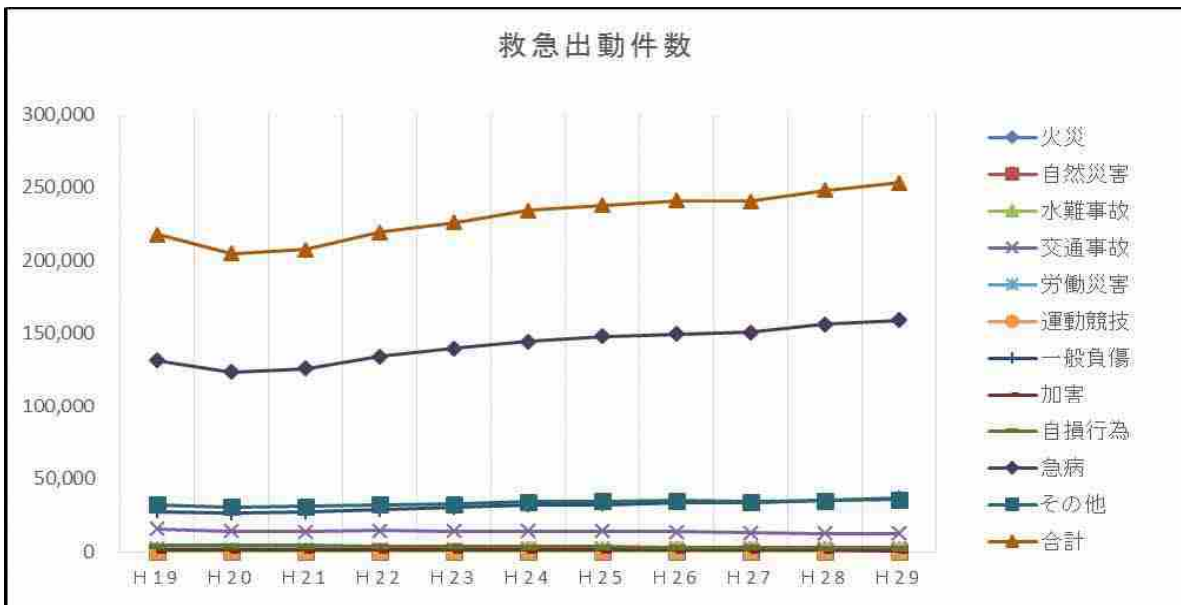
【表-3】火災による損害額

年	損害額(千円)
H19	6,203,625
H20	3,954,949
H21	3,827,938
H22	4,361,307
H23	3,938,368
H24	7,507,525
H25	3,933,382
H26	3,562,743
H27	3,160,829
H28	3,639,891
H29	2,761,071



【表-4】救急出動件数

年	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				合計
											転院搬送	医師搬送	資機材等搬送	その他	
H19	1,212	15	218	15,860	2,251	1,234	27,531	1,117	4,358	131,454	27,770	389	13	4,250	217,672
H20	1,218	6	172	14,210	1,946	1,235	26,438	1,009	4,223	123,571	26,278	432	27	3,951	204,716
H21	1,122	6	202	13,780	1,867	1,185	27,070	977	4,206	125,920	26,598	719	22	3,874	207,548
H22	1,213	21	219	14,492	2,024	1,190	28,728	1,021	4,076	134,174	26,766	903	24	4,470	219,321
H23	1,259	10	203	13,994	2,077	1,182	30,299	1,035	3,941	139,665	26,924	1,139	18	4,508	226,254
H24	1,205	27	233	14,148	2,198	1,347	31,822	1,015	3,598	144,563	27,611	1,305	17	5,179	234,268
H25	1,111	49	219	13,945	2,335	1,190	32,445	1,028	3,338	147,955	28,007	1,124	13	5,356	238,115
H26	1,121	14	252	13,560	2,386	1,386	33,955	1,002	3,121	149,543	28,165	1,062	14	5,633	241,214
H27	1,121	36	208	13,035	2,241	1,332	33,631	933	2,946	150,949	28,003	1,142	10	5,106	240,693
H28	1,131	50	189	12,640	2,469	1,248	35,354	963	2,804	156,436	28,819	1,139	7	4,894	248,143
H29	1,111	32	220	12,609	2,570	1,267	37,042	886	2,590	159,085	30,007	1,016	6	4,707	253,148



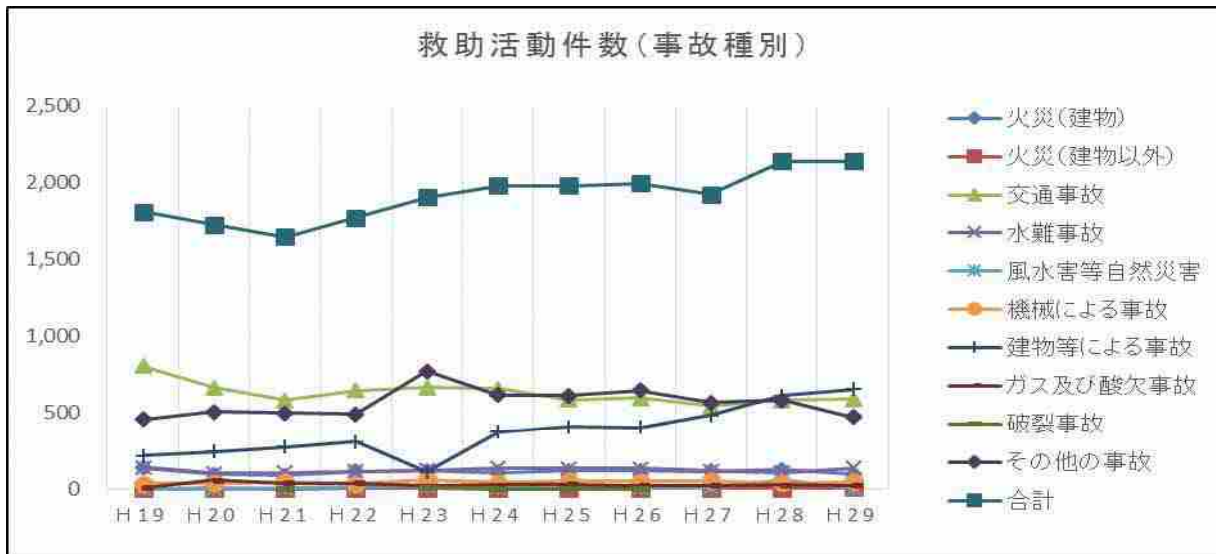
【表-5】救助活動件数及び救助人員

年	区分	火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械によ る事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	合計
		建物	建物以外									
H19	活動件数	138	3	803	141	3	35	218	11		455	1,807
	救助人員	121	4	1,219	156	1	60	219	9		531	2,320
H20	活動件数	98	4	665	105	2	40	245	59		506	1,724
	救助人員	166	7	981	138	11	46	244	132		571	2,296
H21	活動件数	87	2	580	108	8	49	273	39	1	497	1,644
	救助人員	125	3	926	188	10	89	264	89	1	526	2,221
H22	活動件数	117	4	646	117	13	35	310	38		488	1,768
	救助人員	295	4	951	139	105	42	308	73		496	2,413
H23	活動件数	118	5	662	121	21	62	111	19	12	770	1,901
	救助人員	239	1	990	132	36	80	95	20	12	766	2,371
H24	活動件数	109	2	657	137	15	42	373	27	2	614	1,978
	救助人員	190	2	1,042	130	58	42	364	49	2	538	2,417
H25	活動件数	120	5	585	133	27	56	407	32	1	611	1,977
	救助人員	123	3	831	153	96	83	384	49	1	554	2,277
H26	活動件数	118	7	595	133	14	50	403	25	3	645	1,993
	救助人員	164	4	827	157	19	55	383	29	2	492	2,132
H27	活動件数	116	5	542	118	11	56	483	24		564	1,919
	救助人員	131	1	717	159	49	79	480	17		546	2,179
H28	活動件数	126	4	580	108	58	41	610	29		579	2,135
	救助人員	93	7	788	97	342	39	595	31		493	2,485
H29	活動件数	97	10	588	139	7	49	654	24		472	2,040
	救助人員	73	2	822	146	13	48	462	17		407	1,990



【表-6】(再掲)救助活動件数(事故種別)

年	火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械によ る事故	建物等によ る事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	合計
	建物	建物以外									
H19	138	3	803	141	3	35	218	11		455	1,807
H20	98	4	665	105	2	40	245	59		506	1,724
H21	87	2	580	108	8	49	273	39	1	497	1,644
H22	117	4	646	117	13	35	310	38		488	1,768
H23	118	5	662	121	21	62	111	19	12	770	1,901
H24	109	2	657	137	15	42	373	27	2	614	1,978
H25	120	5	585	133	27	56	407	32	1	611	1,977
H26	118	7	595	133	14	50	403	25	3	645	1,993
H27	116	5	542	118	11	56	483	24		564	1,919
H28	126	4	580	108	58	41	610	29		579	2,135
H29	97	10	588	139	7	49	654	24		472	2,040



【表-7】特定防火対象物数

区分	(1)		(2)				(3)		(4)	(5)
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	
	劇場・映画館等	公会堂・集会場	キャバレー・ナイトクラブ等	遊技場・ダンスホール	性風俗関連特殊営業店舗等	カラオケボックスその他設備・物品個室店舗	待合・料理店等	飲食店	百貨店・マーケット等	旅館・ホテル等
H19	156	3,606	33	820	15	—	50	4,427	7,075	3,483
H20	153	3,694	30	782	16	—	47	4,600	7,130	3,503
H21	153	3,601	28	671	12	98	37	4,420	7,091	3,473
H22	163	3,620	25	657	13	105	36	4,417	7,119	3,432
H23	144	3,544	30	616	13	108	32	4,397	7,053	3,353
H24	152	3,762	23	612	13	111	33	4,644	7,269	3,239
H25	153	3,637	25	603	13	109	34	4,388	7,225	3,116
H26	191	3,661	22	588	13	102	29	4,552	7,321	3,079
H27	161	3,669	21	593	13	104	26	4,648	7,644	3,117
H28	161	3,641	21	574	15	100	22	4,575	7,436	3,220
H29	153	3,568	22	566	14	97	19	4,488	7,441	3,391

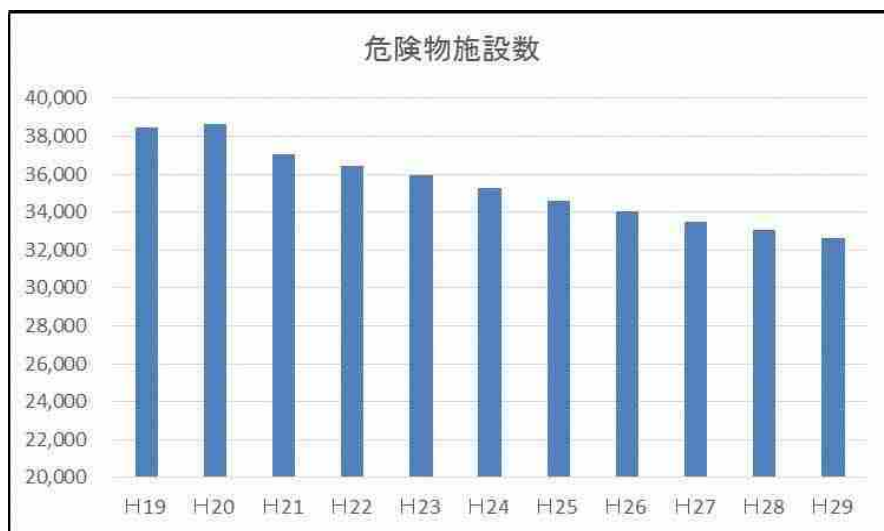
区分	(6)				(9)	(16)	(16の2)	(16の3)	合計
	イ	ロ	ハ	ニ	イ	イ			
	病院・診療所等	老人短期入所施設等	老人デイサービスセンター等	幼稚園・特別支援学校等	蒸気浴場等	複合用途防火対象物	地下街	準地下街	
H19	2,899	3,809	—	709	50	15,535	3	1	42,671
H20	2,947	4,046	—	712	42	15,471	3	1	43,177
H21	2,879	4,006	—	790	42	15,366	3	1	42,671
H22	2,837	1,777	2,688	657	44	15,541	3	1	43,135
H23	2,784	1,772	2,923	662	37	15,388	3	1	42,860
H24	2,864	1,909	3,277	654	40	15,455	3	1	44,061
H25	2,893	1,996	3,328	664	38	15,244	3	1	43,470
H26	2,819	2,161	3,771	637	36	15,245	3	1	44,231
H27	2,875	2,377	4,132	637	33	15,532	3	1	45,586
H28	2,736	2,365	4,270	592	31	15,432	3	1	45,195
H29	2,716	2,507	4,552	582	31	15,330	3	1	45,481



【表-8】危険物施設数(完成検査済証交付施設)

区分	製造所	貯蔵所							小計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	
H19	75	1,429	3,051	1,356	12,077	59	8,572	420	26,964
H20	75	1,431	3,091	1,361	12,109	59	8,578	425	27,054
H21	83	1,414	2,990	1,314	11,647	57	8,094	393	25,909
H22	82	1,411	2,942	1,299	11,479	55	7,913	400	25,499
H23	85	1,393	2,891	1,274	11,271	52	7,817	401	25,099
H24	86	1,383	2,832	1,244	11,001	53	7,727	380	24,620
H25	84	1,378	2,762	1,227	10,684	50	7,699	364	24,164
H26	85	1,368	2,706	1,209	10,420	50	7,732	353	23,838
H27	79	1,350	2,649	1,178	10,205	51	7,708	348	23,489
H28	79	1,347	2,609	1,147	10,022	52	7,608	351	23,136
H29	78	1,346	2,593	1,123	9,852	52	7,544	353	22,863

区分	給油取扱所	取扱所					小計	総計	事業所数
		販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所				
		第1種取扱所	第2種取扱所						
H19	4,617	62	18	56	6,690	11,443	38,482	20,304	
H20	4,639	62	18	55	6,716	11,490	38,619	20,389	
H21	4,442	59	19	54	6,487	11,061	37,053	19,969	
H22	4,355	56	19	52	6,391	10,873	36,454	19,602	
H23	4,296	53	18	48	6,319	10,734	35,918	19,238	
H24	4,215	51	18	48	6,212	10,544	35,250	19,239	
H25	4,143	49	19	47	6,073	10,331	34,579	18,459	
H26	4,083	44	20	47	5,924	10,118	34,041	17,903	
H27	4,037	44	19	47	5,791	9,938	33,506	17,655	
H28	3,989	42	19	48	5,716	9,814	33,029	17,218	
H29	3,941	38	19	48	5,650	9,696	32,637	17,122	



【表-9】

本道の消防本部一覧（平成29年4月1日現在）

札幌市	函館市	小樽市	旭川市
室蘭市	釧路市	夕張市	苫小牧市
美唄市	江別市	三笠市	根室市
千歳市	歌志内市	登別市	恵庭市
北広島市	森町	八雲町	長万部町
増毛町	白老町		

* 釧路市は白糠町から、旭川市は上川町・鷹栖町から消防事務を受託している。

		構成市町村名						
組 合 消 防 本 部	石狩北部地区消防事務組合	石狩市、	当別町、	新篠津村				
	渡島西部広域事務組合	福島町、	松前町、	知内町、	木古内町			
	南渡島消防事務組合	北斗市、	七飯町、	鹿部町				
	樺山広域行政組合	江差町、	上ノ国町、	厚沢部町、	乙部町、	奥尻町、	せたな町、	今金町
	羊蹄山ろく消防組合	倶知安町、	蘭越町、	二七〇町、	真狩村、	留寿都村、	喜茂別町、	京極町
	岩内・寿都地方消防組合	岩内町、	島牧村、	寿都町、	黒松内町、	共和町、	泊村、	神恵内村
	北後志消防組合	余市町、	積丹町、	古平町、	仁木町、	赤井川村		
	滝川地区広域消防事務組合	滝川市、	芦別市	赤平市	新十津川町、	雨竜町		
	岩見沢地区消防事務組合	岩見沢市、	月形町					
	深川地区消防組合	深川市、	妹背牛町、	秩父別町、	北竜町、	沼田町、	幌加内町	
	砂川地区広域消防組合	砂川市、	奈井江町、	浦臼町、	上砂川町			
	南空知消防組合	栗山町、	南幌町、	由仁町、	長沼町			
	上川北部消防事務組合	名寄市、	下川町、	美深町、	中川町、	音威子府村		
	士別地方消防事務組合	士別市、	和寒町、	剣淵町				
	大雪消防組合	美瑛町、	東神楽町、	東川町	当麻町、	比布町、	愛別町	
	富良野広域連合	富良野市、	上富良野町、	中富良野町、	南富良野町、	占冠村		
	北留萌消防組合	羽幌町、	苫前町、	初山別村、	天塩町、	幌延町、	遠別町	
	留萌消防組合	留萌市、	小平町					
	稚内地区消防事務組合	稚内市、	猿払村、	豊富町				
	利尻礼文消防事務組合	利尻町、	礼文町、	利尻富士町				
	南宗谷消防組合	枝幸町、	浜頓別町、	中頓別町				
	網走地区消防組合	網走市、	大空町					
	北見地区消防組合	北見市、	訓子府町、	置戸町				
	紋別地区消防組合	紋別市、	滝上町、	興部町、	西興部村、	雄武町		
	遠軽地区広域組合	遠軽町、	佐呂間町、	湧別町				
	美幌・津別広域事務組合	美幌町、	津別町					
	斜里地区消防組合	斜里町、	清里町、	小清水町				
	西胆振行政事務組合	伊達市、	豊浦町、	洞爺湖町、	壮瞥町			
	胆振東部消防組合	厚真町、	安平町、	むかわ町				
	日高東部消防組合	浦河町、	様似町、	えりも町				
	日高中部消防組合	新ひだか町、	新冠町					
	日高西部消防組合	日高町、	平取町					
	と か ち 広 域 消 防 事 務 組 合	帯広市、	音更町、	士幌町、	上士幌町、	鹿追町、	清水町、	芽室町、
新得町、		広尾町、	大樹町、	更別村、	中札内村、	幕別町、	池田町、	
豊頃町、		浦幌町	足寄町、	本別町、	陸別町			
釧路北部消防事務組合	弟子屈町、	標茶町、	鶴居村					
釧路東部消防組合	厚岸町、	釧路町、	浜中町					
根室北部消防事務組合	中標津町、	別海町、	標津町、	羅臼町				

消防本部数	58	うち単独消防本部	22	単独消防へ委託町数	3
		うち組合消防本部	36	組合構成市町村数	154

【表-10】人口規模別消防本部数(平成29年4月1日現在)

人口規模	単独消防	組合消防	計
30万人以上	2	1	3
構成比(%)	3.4	1.7	5.2
10万人以上30万人未満	5	1	6
構成比(%)	8.6	1.7	10.3
3万人以上10万人未満	5	18	23
構成比(%)	8.6	31.0	39.7
3万人未満	10	16	26
構成比(%)	17.2	27.6	44.8
計	22	36	58
構成比(%)	37.9	62.1	100.0

・人口は、住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。

【表-11】管轄面積別消防本部数(平成29年4月1日現在)

人口規模	管轄面積	500km ² 未満		500~1,000km ² 未満			1,000km ² 以上		計			
		単独消防	組合消防	単独消防	組合消防	計	単独消防	組合消防	単独消防	組合消防		
30万人以上							3	2	1	3	2	1
構成比(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	3.4	1.7	5.2	3.4	1.7
10万人以上30万人未満		2	2	2	2		2	1	1	6	5	1
構成比(%)		3.4	3.4	0.0	3.4	3.4	0.0	3.4	1.7	1.7	10.3	8.6
3万人以上10万人未満		4	4		5	1	4		14	23	5	18
構成比(%)		6.9	6.9	0.0	8.6	1.7	6.9	24.1	0.0	24.1	39.7	8.6
3万人未満		10	8	2	4	2	2	12		12	26	10
構成比(%)		17.2	13.8	3.4	6.9	3.4	3.4	20.7	0.0	20.7	44.8	17.2
計		16	14	2	11	5	6	31	3	28	58	22
構成比(%)		27.6	24.1	3.4	19.0	8.6	10.3	53.4	5.2	48.3	100.0	37.9

・人口は、住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。

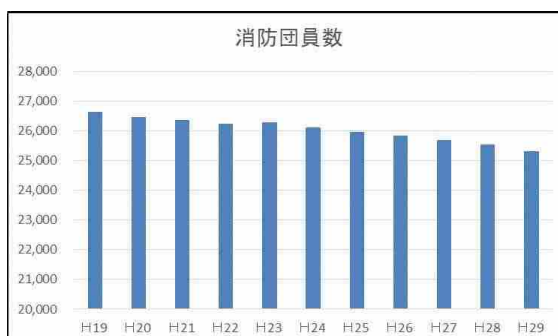
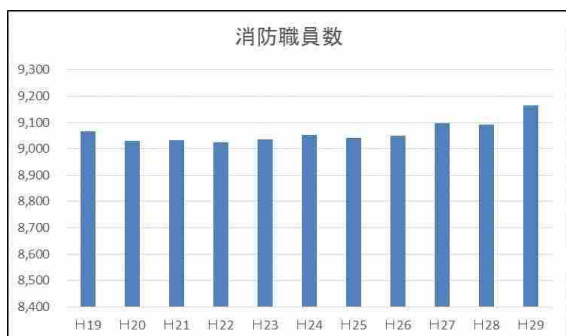
・面積は、国土地理院「平成29年全国都道府県市町村別面積調」による。

(ただし、北方領土は含まず、根室市の面積は歯舞諸島94.84km²を除いたものとしている。)

【表-12】消防職員数及び消防団数・消防団員数

年	消防職員数	消防団数	分団数	消防団員数
H19	9,067	222	1,086	26,626
H20	9,030	214	1,079	26,453
H21	9,032	208	1,070	26,358
H22	9,024	208	1,051	26,244
H23	9,036	208	1,062	26,287
H24	9,053	207	1,061	26,109
H25	9,040	207	1,063	25,967
H26	9,050	207	1,064	25,842
H27	9,098	207	1,065	25,686
H28	9,091	207	1,053	25,528
H29	9,164	207	1,058	25,310

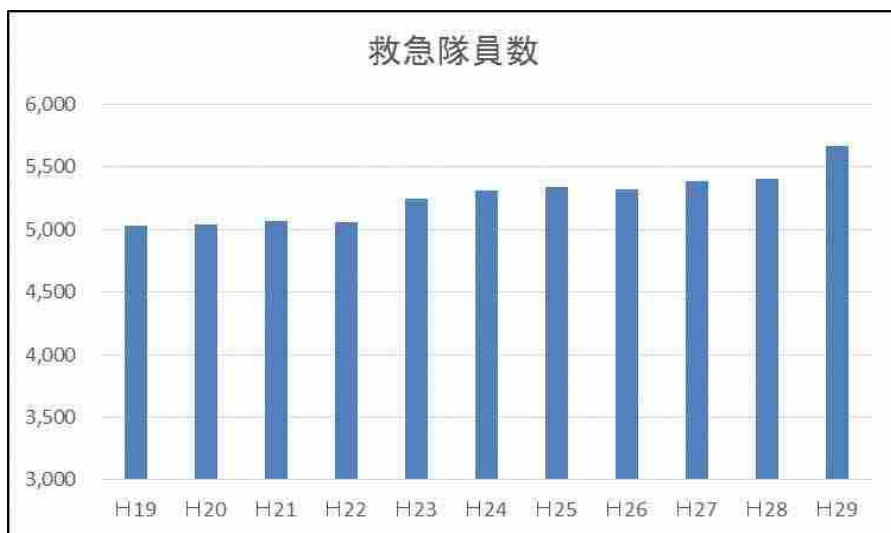
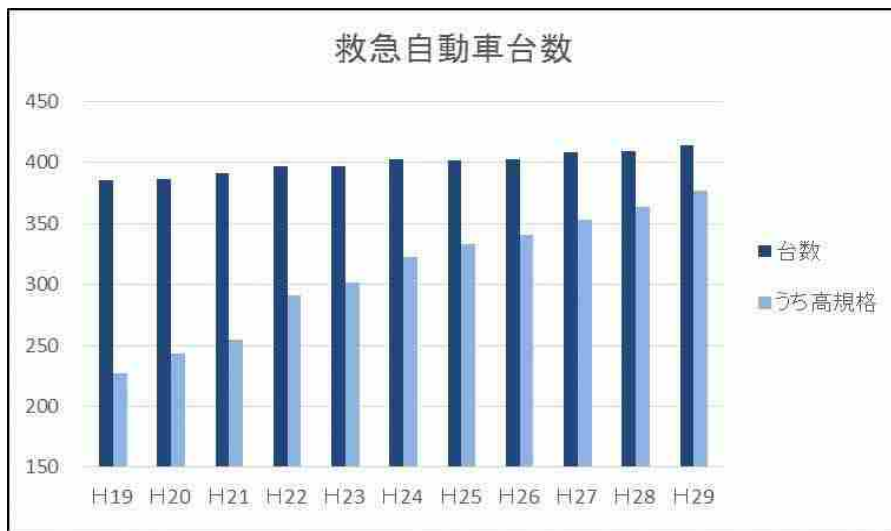
・各年4月1日現在



【表-13】救急自動車台数及び救急隊員数

年	救急自動車		救急隊員数		
	台数	うち高規格	計	専任	兼任
H19	385	227	5,034	844	4,190
H20	386	243	5,042	821	4,221
H21	391	255	5,066	836	4,230
H22	397	291	5,054	810	4,244
H23	397	302	5,248	817	4,431
H24	403	323	5,309	822	4,487
H25	402	333	5,340	822	4,518
H26	403	341	5,318	745	4,573
H27	408	353	5,389	737	4,652
H28	409	364	5,406	733	4,673
H29	414	377	5,670	883	4,787

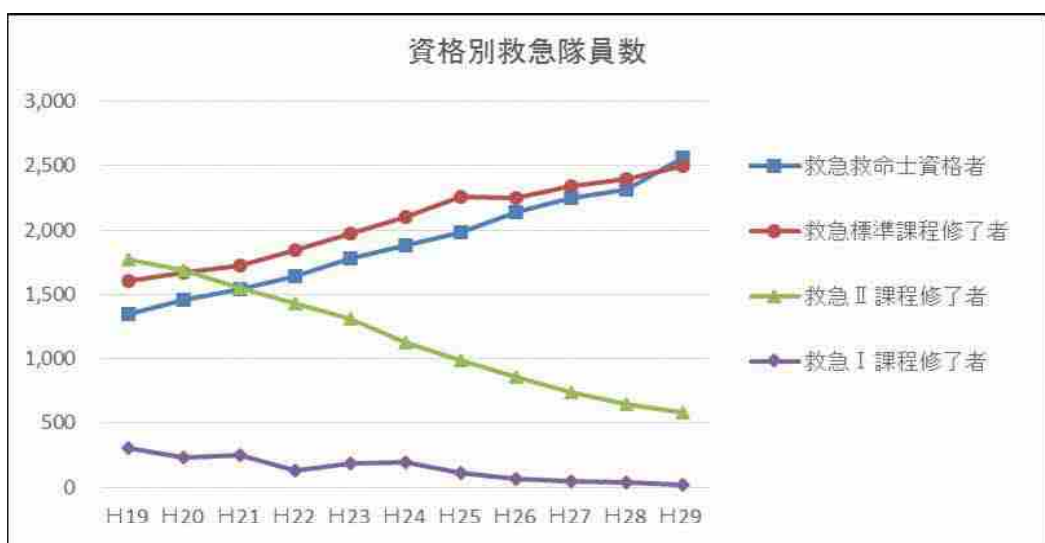
・各年4月1日現在



【表-14】資格別救急隊員数

年	区分	救急救命士 資格者	救急標準課 程修了者	救急Ⅱ課程 修了者	救急Ⅰ課程 修了者	合計
H19	専任	455	203	184	2	844
	兼任	890	1,405	1,588	307	4,190
	計	1,345	1,608	1,772	309	5,034
H20	専任	473	189	157	2	821
	兼任	988	1,477	1,528	228	4,221
	計	1,461	1,666	1,685	230	5,042
H21	専任	475	218	142	1	836
	兼任	1,068	1,505	1,406	251	4,230
	計	1,543	1,723	1,548	252	5,066
H22	専任	484	210	115	1	810
	兼任	1,162	1,631	1,319	132	4,244
	計	1,646	1,841	1,434	133	5,054
H23	専任	539	182	94	2	817
	兼任	1,238	1,794	1,215	184	4,431
	計	1,777	1,976	1,309	186	5,248
H24	専任	559	187	76	0	822
	兼任	1,327	1,919	1,049	192	4,487
	計	1,886	2,106	1,125	192	5,309
H25	専任	545	212	64	1	822
	兼任	1,441	2,044	925	108	4,518
	計	1,986	2,256	989	109	5,340
H26	専任	530	174	41	0	745
	兼任	1,611	2,077	817	68	4,573
	計	2,141	2,251	858	68	5,318
H27	専任	530	172	34	1	737
	兼任	1,723	2,174	707	48	4,652
	計	2,253	2,346	741	49	5,389
H28	専任	540	169	23	1	733
	兼任	1,779	2,229	626	39	4,673
	計	2,319	2,398	649	40	5,406
H29	専任	684	177	21	1	883
	兼任	1,881	2,324	559	23	4,787
	計	2,565	2,501	580	24	5,670

・消防法施行令第44条第3項各号に掲げる要件に該当する者
 ・各年4月1日現在



【表-15】消防職員数別消防本部数

人口規模	職員数	50人未満		50人以上100人未満			100人以上		計				
		単独	組合	単独	組合	単独	組合	単独	組合				
30万人以上	0			0			3	2	1	3	2	1	
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	3.4	1.7	5.2	3.4	1.7	
10万人以上30万人未満	0			0			6	5	1	6	5	1	
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	8.6	1.7	10.3	8.6	1.7	
3万人以上10万人未満	0			5	2	3	18	3	15	23	5	18	
	構成比(%)	0.0	0.0	8.6	3.4	5.2	31.0	5.2	25.9	39.7	8.6	31.0	
3万人未満	8	8		14	2	12	4		4	26	10	16	
	構成比(%)	13.8	13.8	0.0	24.1	3.4	20.7	6.9	0.0	6.9	44.8	17.2	27.6
計	8	8	0	19	4	15	31	10	21	58	22	36	
	構成比(%)	13.8	13.8	0.0	32.8	6.9	25.9	53.4	17.2	36.2	100.0	37.9	62.1

・職員数及び消防本部数は平成29年4月1日現在

・人口は、住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。

【表-16】消防職員の充足状況

人口規模	区分	単独消防	組合消防	計	一本部あたりの人員数
30万人以上 〔3本部〕	基準人員数	2,322	841	3,163	1,054
	現有人員数	2,251	691	2,942	981
	比率(%)	96.9	82.2	93.0	
10万人以上 30万人未満 〔6本部〕	基準人員数	1,502	280	1,782	297
	現有人員数	1,348	253	1,601	267
	比率(%)	89.7	90.4	89.8	
3万人以上 10万人未満 〔23本部〕	基準人員数	766	3,280	4,046	176
	現有人員数	555	2,282	2,837	123
	比率(%)	72.5	69.6	70.1	
3万人未満 〔26本部〕	基準人員数	596	2,034	2,630	101
	現有人員数	393	1,325	1,718	66
	比率(%)	65.9	65.1	65.3	
計	基準人員数	5,186	6,435	11,621	200
	現有人員数	4,547	4,551	9,098	157
	比率(%)	87.7	70.7	78.3	

・市町村消防施設整備計画実態調査(平成27年4月1日現在)による。

【表-17】人口千人あたりの消防職員数 (単位:人)

人口規模	単独消防	組合消防	計
30万人以上	0.98	2	1.11
10万人以上30万人未満	1.57	1.97	1.62
3万人以上10万人未満	1.54	2.58	2.28
3万人未満	2.97	3.71	3.51
全道平均	1.24	2.65	1.69

・人口は、住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。

・職員数は、平成29年4月1日現在

【表-18】人口1万人あたりの消防署所数 (単位:箇所)

人口規模	単独消防	組合消防	計
30万人以上	0.28	1.04	0.38
10万人以上30万人未満	0.46	0.78	0.51
3万人以上10万人未満	0.58	1.27	1.07
3万人未満	1.21	2.32	2.02
全道平均	0.39	1.41	0.71

・人口は、住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。

・消防署所数は、平成29年4月1日現在

【表-19】消防車両の整備状況

人口規模		車両名		消防ポンプ車		はしご自動車		化学消防車		救助工作車		救急自動車	
		基準台数	1本部あたり	1本部あたり	1本部あたり	1本部あたり	1本部あたり	1本部あたり	1本部あたり				
30万人以上 〔3本部〕	基準台数	93	31.0	18	6	18	6.0	21	7.0	74	24.7		
	現有台数	92	30.7	16	5.3	18	6.0	17	5.7	71	23.7		
	比率(%)	98.9		88.9		100.0		81.0		95.9			
10万人以上 30万人未満 〔6本部〕	基準台数	49	8.2	11	1.8	15	2.5	7	1.2	40	6.7		
	現有台数	49	8.2	11	1.8	14	2.3	7	1.2	38	6.3		
	比率(%)	100.0		100.0		93.3		100.0		95.0			
3万人以上 10万人未満 〔23本部〕	基準台数	156	6.8	25	1.1	35	1.5	33	1.4	123	5.3		
	現有台数	154	6.7	18	0.8	28	1.2	26	1.1	120	5.2		
	比率(%)	98.7		72.0		80.0		78.8		97.6			
3万人未満 〔26本部〕	基準台数	112	4.3	14	0.5	27	1.0	25	1.0	92	3.5		
	現有台数	112	4.3	7	0.3	22	0.8	14	0.5	91	3.5		
	比率(%)	100.0		50.0		81.5		56.0		98.9			
計	基準台数	410	7.1	68	1.2	95	1.6	86	1.5	329	5.7		
	現有台数	407	7.0	52	0.9	82	1.4	64	1.1	320	5.5		
	比率(%)	99.3		76.5		86.3		74.4		97.3			

・市町村消防施設整備計画実態調査(平成27年4月1日現在)による。

【表-20】専任職員の配置状況

人口規模	予防業務			救急業務		
	予防要員	専任要員	配置率	救急隊員	専任隊員	配置率
30万人以上 〔3本部〕	261	222	85.0	1616	501	31.0
10万人以上 30万人未満 〔6本部〕	131	96	73.3	712	253	36.0
3万人以上 10万人未満 〔23本部〕	163	114	69.9	2013	113	5.6
3万人未満 〔26本部〕	110	83	75.5	1329	16	1.2
計	665	515	77.4	5670	883	15.6

【表-21】消防吏員及び消防団員の年齢構成
(消防吏員)

年	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	平均(歳)
H19	68	1,693	2,211	1,898	3,121	—	41.6
H29	196	2,669	2,115	2,151	1,772	208	38.0



(消防団員)

年	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	平均(歳)
H19	58	3,075	6,781	7,625	9,087	—	44.0
H29	92	2,438	6,459	7,635	5,575	3,111	44.7

・消防防災・震災対策現況調査(平成29年4月1日現在)による。



【表-22】—消防本部あたりの財政規模

人口規模	区分	消防費 計			
		人件費	普通建設事業費	その他	
30万人以上		13,576	7,620	1,924	4,032
	構成比(%)	100.0	56.1	14.2	29.7
10万人以上30万人未満		3,780	1,887	1,057	836
	構成比(%)	100.0	49.9	28.0	22.1
3万人以上10万人未満		2,396	902	259	1,235
	構成比(%)	100.0	37.6	10.8	51.5
3万人未満		1,275	481	171	623
	構成比(%)	100.0	37.7	13.4	48.9
全道平均		2,615	1,163	388	1,064
	構成比(%)	100.0	44.5	14.8	40.7

・消防費は、消防防災・震災対策現況調査(平成29年4月1日現在)による。

【表-23】本道の消防本部の現況と将来人口推計

消防本部名	面積(k㎡)	人口(人)	将来人口(人)	職員数(人)	署所(箇所)	ポンプ車(台)	はしご車(台)	化学車(台)	救急車(台)	救工車(台)
札幌市	1,121.26	1,947,494	1,805,120	1,846	51	51	11	6	31	10
函館市	677.86	265,503	162,712	397	11	16	2	2	9	2
小樽市	243.83	120,769	60,424	250	9	8	2	2	5	1
室蘭市	80.88	87,180	49,377	144	5	6	1	4	3	1
とがち広域	10,828.04	344,720	273,725	691	36	27	2	10	26	5
夕張市	763.07	8,685	2,253	40	1	3	1	0	2	0
苫小牧市	561.57	173,135	140,442	245	6	1	1	6	5	1
美幌市	277.69	22,724	9,092	46	2	1	1	1	2	1
江別市	187.38	119,182	85,067	130	4	4	1	1	3	1
三笠市	302.52	9,001	3,213	32	1	2	0	1	2	1
根室市	411.41	27,018	13,210	69	2	3	1	2	2	1
千歳市	594.50	96,428	89,658	128	6	7	1	1	4	1
歌志内市	55.95	3,524	813	23	1	2	0	0	1	0
登別市	212.21	49,440	31,170	84	4	7	1	1	3	1
恵庭市	294.65	69,227	60,339	106	3	4	1	1	2	1
北広島市	119.05	59,133	42,907	93	3	2	1	1	2	1
森町	368.79	16,255	6,730	43	2	3	0	1	2	0
八雲町	956.08	17,277	8,199	52	3	4	0	1	4	0
長万部町	310.76	5,625	2,750	20	1	1	0	0	2	0
増毛町	369.71	4,606	1,805	19	1	2	0	0	1	0
白老町	425.64	17,685	7,770	49	2	3	0	1	2	1
旭川市	1,936.55	353,764	254,751	405	14	14	3	2	14	2
釧路市	2,136.03	182,733	116,697	326	10	10	3	2	8	1
北見地区	2,145.63	128,213	86,485	253	10	10	2	1	8	1
岩見沢地区	631.22	87,361	50,209	148	9	10	1	1	5	1
網走地区	814.66	44,318	29,650	99	4	7	1	2	4	1
留萌	925.06	25,391	11,318	64	3	3	1	2	3	1
稚内地区	1,872.13	42,284	21,847	94	3	5	2	1	6	2
紋別地区	2,905.07	35,180	17,967	95	5	6	1	1	7	1
士別地方	1,475.32	26,514	13,002	80	4	4	0	2	4	0
上川北部	2,721.86	38,630	22,719	117	6	7	0	2	6	1
滝川地区	1,797.36	75,856	39,605	174	8	8	1	1	6	2
砂川地区	308.68	28,418	13,907	74	3	4	0	1	5	0
深川地区	1,834.33	33,869	16,453	108	7	7	1	1	4	1
西胆振	1,063.60	51,121	32,263	124	6	8	1	1	5	1
石狩北部	1,223.32	78,772	48,160	179	6	7	2	1	6	2
南渡島	724.82	79,837	51,280	162	9	11	0	1	5	1
渡島西部	899.15	21,154	6,938	107	5	11	0	1	4	0
檜山広域	2,630.31	38,037	15,910	155	9	9	0	1	9	0
羊蹄山ろく	1,563.24	35,944	21,985	120	7	7	0	1	5	1
岩内・寿都	1,483.67	29,556	14,681	110	7	7	0	0	5	1

消防本部名	面積(k㎡)	人口(人)	将来人口(人)	職員数(人)	署所(箇所)	ポンプ車(台)	はしご車(台)	化学車(台)	救急車(台)	救工車(台)
北後志	1,015.14	29,679	14,347	114	7	10	0	1	5	1
南空知	587.55	36,693	19,662	104	4	4	1	2	4	1
大雪	1,534.51	42,354	28,927	106	5	7	0	1	6	0
富良野広域	2,183.41	42,552	24,482	121	6	6	1	1	8	1
北留萌	2,725.22	20,216	9,402	86	11	9	0	2	6	1
南宗谷	1,916.08	14,031	6,857	69	4	5	0	1	8	1
利尻礼文	263.76	7,422	2,999	50	7	5	0	1	3	0
美幌・津別	1,155.21	25,228	13,962	68	2	3	0	1	3	0
斜里地区	1,426.78	21,126	12,699	73	4	5	1	1	5	1
遠軽地区	2,243.18	35,266	19,385	125	7	8	0	1	7	0
胆振東部	1,353.13	21,511	11,096	106	7	6	0	0	5	1
日高西部	1,735.20	17,798	8,981	79	6	3	0	0	4	2
日高東部	1,342.56	22,271	10,080	77	4	5	0	1	3	0
日高中部	1,733.36	29,125	14,926	90	5	4	1	1	4	0
釧路東部	1,415.55	35,909	20,519	110	5	6	0	0	4	3
釧路北部	2,445.50	17,953	10,097	78	4	4	1	0	4	1
根室北部	3,026.91	50,110	33,949	141	6	5	1	1	9	2

※面積は、国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村面積調べ」による。

(ただし、北方領土は含まず、根室市の面積は歯舞諸島94.84k㎡を除いたものとしている。)

※人口は、「住民基本台帳人口」(平成29年1月1日現在)による。

※将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による。

※職員数、署所数、ポンプ車等の車両台数は市町村消防防災施設整備計画実態調査(平成27年4月1日現在)による。

(ただし、とちか広域消防局については広域化前の本部の合計値)